

# センター からの

2013  
9月号  
隔月発行

## 岡山県消費生活センター

〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1  
TEL 086 (226) 1019 (2013.9月発行)

## Contents

- 消費生活センターをかたる電話にご注意ください!
- 突然「あなたの名前で社債を購入した」と電話をしてくる手口に注意!
- 宅配便でお金を送らないで!
- ワンクリック請求にご用心!
- 消費生活相談事例
- ビデオ・DVDライブラリー

# お便り

## 消費生活に関するご相談は

### ●岡山県消費生活センター相談ダイヤル

岡山 …… **086 (226) 0999** 火曜日～日曜日 9:00～12:00・13:00～17:00  
津山分室 …… **0868 (23) 1247** 月曜日～金曜日 9:00～12:00・13:00～17:00

●消費者ホットライン **0570 (064) 370** (身近な消費生活窓口につながります。)

●消費のアドバイス **山陽新聞 毎月第3日曜日掲載** (変更される場合があります。)

## 消費生活センターをかたる電話にご注意ください!

岡山県消費生活センターを装って、投資関連書類が届いたか確認するような不審電話が県内で相次いでいます。岡山県消費生活センターが当センターに相談したことがない人に電話をかけ、個人情報聞き出すことは絶対にありません。同様の不審電話がかかってきたら、岡山県消費生活センターにご一報ください。

## 突然「あなたの名前で社債を購入した」と電話をしてくる手口に注意!

### — 消費者をあわてさせてお金をだまし取る買え買え詐欺 —

突然「あなたの名前で社債を購入した」と電話をしてきて、消費者をあわてさせてお金をだまし取ろうとする買え買え詐欺の新しい手口が広がっています。

これまでの買え買え詐欺では、買取り業者は、「代わりに権利を買ってくれば高値で買い取る」「名義を貸してくれば謝礼を支払う」などと言って、消費者に利益になると思わせて、社債等を購入するよう誘導していました。

しかし、この新しい手口では、突然「あなたの名前で社債を購入した」などと電話をしてきて、消費者をあわてさせ、キャンセル手続きをさせるように誘導します。その後消費者が業者とやりとりをしているうちに、「キャンセル料が必要」などと言ってお金をだまし取ろうとします。なかには「インサイダー取引になる」「あなたも罪になる」などと脅されるケースもあります。

こうした不審な電話があった場合には、相手にせずすぐに電話を切って、居住地の消費生活相談窓口にご相談してください。

## 岡山県消費生活センター相談ダイヤル 086-226-0999

### 「消費者警報発令中」 講師 岡山県消費生活センター所長 水野 洋子

次々と現れる新手の悪質商法、消費生活相談最前線の現状を知って、消費者被害を防ぐ方策について考えましょう。

消費生活講座

消費者警報  
発令中

参加希望の方は、電話、FAXまたはメールでお申し込みください。

**TEL.086-226-1019 FAX.086-227-3715**

**メール .syohi@pref.okayama.lg.jp**

※定員 70 名に達しまずとお断りする場合がありますので、ご了承ください。

平成25年

9月13日(金) 13:30~15:00  
in 岡山県消費生活センター

# 宅配便でお金を送らないで!

— 他の商品と装わせてお金を送らせる手口に要注意! —

ある業者が提供する商品や権利を、別の業者が勧誘して契約させようとする、「買え買え詐欺（劇場型勧誘）」の相談が後を絶ちません。最近では、振り込み詐欺防止のためにとられる口座凍結の処置を避けるため、銀行振り込みではなく、宅配便を使って金銭を送らせる手口が目立っています。この手口では、伝票の商品の欄に「衣類」「化粧品」「雑誌」などと記載し宅配便で送るよう指示するなど、他の商品と装わせて送金させるケースが見られます。宅配便などでは、送金した証拠が残らないことが多く、いったん送金してしまうと、お金を取り戻すのは非常に難しいので、絶対にお金を送らないでください。

## 消費者へのアドバイス



### (1) 宅配便で現金を送るよう指示されても絶対に耳を貸さないでください



宅配便で現金を送付するよう指示すること自体、通常ではありえません。さらに、宅配便でお金を送ってしまうと、証拠も残らないことが多く、お金を取り戻すことはますます困難になります。

### (2) 「被害を回復します」などの話は、まずは疑ってください



一度被害に遭うと「被害金を返金する」等の勧誘が増えるので注意してください。悪質業者は、被害を少しでも回復したいという気持ちに付け込みます。過去の被害金が返金されるどころか、さらにお金を取られかねません。

### (3) 消費生活センター等から相談者以外の方に連絡することはありません



悪質業者が消費生活センターや国民生活センターなどの公的機関を装って連絡をしてくる場合がありますが、消費生活センターが相談者以外の方に連絡することはありません。

#### ※現金の送付について

お金を送る場合、郵便法上は「書留」で送ることが義務付けられています。宅配便でお金を送った場合、万が一のことがあっても補償されません。

また、運送会社各社の約款では現金の入った荷物は引受ないことがあるとされています。

宅配便の伝票に「衣類」「化粧品」などと事実と違うことを記入してお金を送ってしまうと証拠も残らず、お金を取り戻すことが極めて困難になります。



**不審な電話があった場合は、**

**お金を払う前にまず居住地の消費生活担当窓口にご相談してください。**

岡山県消費生活センター相談ダイヤル 086-226-0999

# ワンクリック請求 にご用心!



平成24年度に岡山県消費生活センターに寄せられた7,830件の相談のうち1,496件が「インターネット有料サイト（アダルト情報、出会い系等）の利用」に関するものです。その中には、パソコンや携帯電話、スマートフォンを使いインターネットに接続し、サイトを閲覧していたら、年齢認証を求められクリックしたところ、一方的に会員登録になってしまい、高額な料金を請求されたという、いわゆる「ワンクリック請求」に関する相談が多く含まれています。

ワンクリック請求の被害にあってしまったときは、不当な請求に応じず、あわてないで、次のことを参考に対処してください。

## (1) あわてて支払わないで!

クリックしただけでは、直ちに契約は成立していません。あわてて料金を支払ったりせず、まずは居住地の消費生活相談窓口にご相談ください。

利用規約があったとしても、契約が成立していない場合が多いので、落ち着いて対応しましょう。

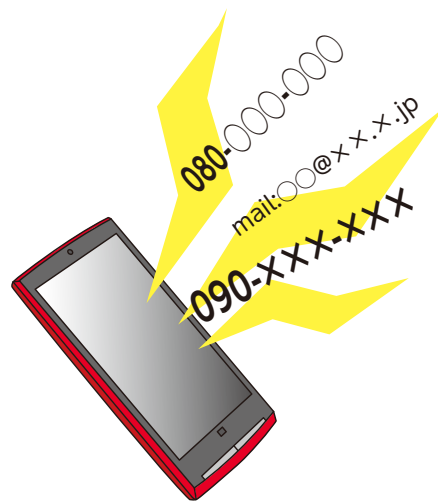
## (2) 個人情報はわからない! 相手業者に連絡をしないで!

パソコンのIPアドレスや、携帯電話の個人識別番号から個人情報は分かりません。これらの情報が画面に表示されたとしてもあわてないでください。自分から相手に教えない限り、個人情報は分かりません。相手業者に電話をしたり、確認のメールを送ったりすることは、相手に自分の連絡先を伝えてしまうことになるので注意してください。

※ただし、スマートフォンの場合には不正なアプリによって、端末の個人情報等が抜き出されて相手業者に伝わっている可能性があります。

もしも、相手業者から料金請求の電話がかかってきたり、メールが送られてきた場合は、電話の着信拒否やメールの受信拒否等で対応してください。

スマートフォンにアプリをインストールする際には、「アクセス許可」をよく確認することが大切です。不必要なアクセス許可があるものや、提供元が不明で信頼できないアプリは、インストールしないようにしましょう。



## (3) 不正な料金請求画面は消すことができます!

不正なプログラムがダウンロードされて、料金を請求する表示がパソコンのデスクトップ画面から消えないことがあります。このようなときは、「システムの復元」という機能を使えば表示を消すことができます。詳しくはIPA独立行政法人情報処理推進機構のホームページの解説を参考にして対応してください。

【参考】IPA 独立行政法人情報処理推進機構

URL : <http://www.ipa.go.jp/>

ホームページの「情報セキュリティ」→「ワンクリック請求に関する注意喚起」を参照してください。



## ●消費生活相談事例●

# 無料体験エステのはずが気づけば高額契約



友人と雑誌のクーポン券でエステの無料体験をしようと店に向いたところ、高額なエステコースと化粧品等を強く勧められ、断り切れず契約をした。その後も次々と契約をさせられ、3か月間に約100万円の契約をしたが、効果もなく解約したい。大量の未開封の商品は引き取ってもらえるだろうか。

(岡山市：女性)

## 消費者へのアドバイス

クーポン券の配布により、無料体験サービス等の特典を強調して、消費者を店舗に誘引した上で、複数の販売員が取り囲むなど、断ることが困難な状況の下で、高額なエステコースや化粧品、健康食品、宝飾品等の購入を執拗に勧めるという、悪質なエステ業者によるトラブルの相談が多数寄せられています。

エステサービスは、特定商取引法に基づく「特定継続的役務提供取引」に該当し、サービスの提供期間が1か月を超え、かつ、支払金額が5万円を超える場合は、契約書面を受け取ってから8日以内であれば、クーリング・オフによる無条件解約ができます。

また、クーリング・オフ期間を経過してしまった後でも、中途解約することができます。ただし、2万円を上限とした違約金や、中途解約までに受けた

サービスの対価に相当する金額については、消費者が負担することになります。サービスの契約が解約された場合は、サービスを受けるために必要であるとして購入した化粧品など関連商品の契約も解約できますが、商品を使用したときには、一定の損害を負担することが求められます。相談事例では、中途解約はもちろんのこと、未開封の商品は、強く開封を勧めるなどの問題のあった開封済み商品と併せて業者に引き取ってもらいました。

エステサービスは長期間にわたる契約であり、施術中に次々と新たな契約を勧められる可能性があります。無料やお試しと言った言葉に惑わされず、事前に評判、経営状況など十分に情報を収集して、信頼できる業者を選ぶことが重要です。

トラブルが生じたら居住地の消費者生活相談窓口にご相談してください。

岡山県消費生活センター 086-226-0999

## 消費生活ビデオ・DVDライブラリー

ビデオ・DVDライブラリーに次のDVDが加まりました。

### 大人社会へのパスポート

～身近なマネートラブルを考えよう！～

企画・製作：中央ろうきん社会貢献基金・  
中央労働金庫営業統括部

20分



高校生向き

これから社会に踏み出していく高校生たちがマネートラブルに巻き込まれないために、契約の知識やクレジットカードの仕組み、身近なインターネットでの取引に関するトラブルやその対処法について学べるよう、解りやすく解説します。

\* 貸出については、当センターへお申し出ください。TEL (086) 226-1019

\* ビデオ・DVDライブラリーの在庫については、当センターのホームページをご覧ください。

<http://www.pref.okayama.jp/site/syohi/koho-v-list.html>